令和7年度十勝圏域健康づくり地域・職域連携推進連絡会

日　時　令和7年 10 月 16 日（木）13：30～15：30
場　所　十勝総合振興局4階 AB 会議室
出席者　19 名 出席者名簿のとおり
議　題　1 北海道受動喫煙防止条例の改正に向けた動向等について
　　2 改正労働安全衛生法の概要について
　　3 帯広地域産業保健センター相談等実績
　　4 意見交換
　　5 その他

議　事

1 北海道受動喫煙防止条例の改正に向けた動向等について（資料1）

十勝総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課

・受動喫煙防止が施設管理権原者等の責務となった改正健康増進法の施行から5年が経過
・これを踏まえ、飲食店における受動喫煙防止の取組状況を把握し、制度の定着と今後の施策の検討に資することを目的として受動喫煙対策キャンペーン調査が、厚生労働省からの通知の下、初めて全国一斉に実施
・当調査の概要としては、5 月 31 日の「世界禁煙デー」から前後一週間の 6 月 6 日までを実施期間とし、調査対象施設は、既存の飲食店のうち、経営規模が小さい等の条件を満たした事業者が運営する「既存特定飲食提供施設」と、それ以外の屋内喫煙が可能な施設の各5施設が目安として示された。
・①の既存特定飲食提供施設は、2020 年に施行された改正健康増進法で、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の経過措置として設けられたもの
・そのため、既存特定飲食提供施設の施行の実態を重点的に把握することが当調査の目的となっている。
・調査方法について、屋内の喫煙環境として、紙巻たばこや加熱式たばこといった「たばこ」の種類を問いたり禁煙の予定があるか問うといった内容の調査票に沿って、保健所職員が対象飲食店に出向き、現地確認を実施
・以上のように、保健所が主体となり行った調査のため、実情等も少しお話させていただく。
・まず、今年度に入っての急な国からの調査依頼だったため、道本庁から実施主体である各保健所へ、調査に係る説明会が行われたのは5月 12 日のこと
・調査の実施期間は5月 26 日からだったため、非常にタイトなスケジュールで飲食店への協力依頼等進める必要があった。
・調査対象施設の検討時には、①既存特定飲食提供施設は保健所へ届出している施設の中から選定することが可能だったが、それ以外の屋内喫煙が可能な施設の選定法として示されたのは、掲示物、住民からの情報提供等であったため、苦慮
・当所は飲食店情報サイトから選定したが、非公式のものや最新の情報でないことが多く、飲食店に直接連絡したときに、すでに禁煙施設であるため、調査対象外なことがわかるという経過があった。
・最後は、飲食店の方の協力依頼の難しさ
・電話で事前に問い合わせた際に、多忙やメリットがないという理由で調査を断られたり、現地調査の実施中に違反が疑われた際、本調査は普及啓発が主目的であることを伝えたが、罰則が適用される恐れがあるとして調査を断られたりしたこともあった。
・道内全体の大まかな調査結果について、お伝えする。
・①既存特定飲食提供施設について、本調査結果で示された情報では、居酒屋として営業している施設が最多だとわかった。

・喫煙環境としては、施設内の一部に喫煙室を設置するのではなく、屋内全体を喫煙可と扱っている施設数が最も多く、9割に近い状態
・禁煙の予定については、「予定はない」と回答した施設が最も多く、8割を超えていた。
・②それ以外の屋内喫煙が可能な施設について、経営業態に偏りがないという違いはあるが、概ね①の調査結果と同様の回答が多くみられた。
・「2　屋内の喫煙環境」について、最多の 23 施設が「その他」と回答しているが、現在の法律では、②の施設が「その他」として営業するにはたばこ小売販売業の許可を取得しなければならないといった制約があるため、法に遵守して営業できている施設は少ないのが現状
・本調査については、各都府県からも、飲食店の時間をとらせてしまう等の懸念点が指摘され、来年度以降も継続して調査が行われるのか質問がでていたが、国からの回答は未定
・今後も実施する場合には、可能な限り飲食店に協力いただき進めていくものと思われる。
・当調査を行うに至った経緯である、健康増進法の改正の動向について、基本的な考え方として「学校・病院・児童福祉施設等・行政機関の庁舎等」では敷地内が禁煙、それ以外の、一般的な飲食店を含む様々な施設が原則屋内禁煙、また、経営規模の小さな既存飲食店は、経過措置として喫煙可能室の設置を可能としているというもの
・この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、令和7年が当該年度
・令和8年1月の通常国会までに見直しの内容が決定される予定であり、検討スケジュールの詳細は未定だが、経営規模の小さな既存飲食店に対する経過措置が主な検討のポイントと考えているところ
・北海道受動喫煙防止条例の動向について、令和2年（2020 年）4月1日から施行され、施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしており、当条例も改正健康増進法と同じく、令和7年度が該当年度
・当調査の結果についても、条例の見直し検討の際にデータを活用することとし、国の検討委員会等の動向を注視しながら、国の法改正と併せて条例も改正する方向で検討

2　改正労働安全衛生法の概要について（資料2、3）

帯広労働基準監督署

・令和 7 年 6 月 1 日改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策の強化に繋がる。
・義務化される内容の、法令上でもポイントになるのが体制整備、手順作成、関係作業者への周知
・条例では仮に熱中症になってしまった場合、報告をさせる体制を整備したり、実際の作業場ごとに措置の内容とその実施に関する手順を定めて周知したりする旨が規定されている。
・対象となる作業の管理の仕方について、作業が行われる場所で実測した上で把握
・体制整備について、理解としては随時報告が受けることのできる状態を、作業場の責任者に保っていただくというのが目的
・手順作成について、作業員同士でも助け合える状況を作り、何をするかについて情報共有をしておくことが非常に重要
・対応手順の例はパンフレットの抜粋だが、こういった一定のフローを作り制度を整えなければいけないことも会社の義務
・実際の作業員同士でも、仲間の様子がおかしかったり、本人の自覚症状としては、立ちくらみがしたりする等の気づきを共有し、周りの人に SOS を出せる環境を作ることが重要
・糖尿病や腎不全のかたは、体内水分や塩分量のバランスが崩れやすい等の情報もあることから、持病の確認をすることも重要
・具体的な熱中症対策については、熱中症基本対策要綱も参照のこと

・Topic2 ストレスチェック労働者数50名未満の事業場においても義務化について、今後、労働者数50名未満の事業場においてもストレスチェックが義務化される。
・いつから義務化されるかについて、おそらく3年以内に変わるのではないかと情報提供することが多い。
・メンタルヘルス対策の動向について、精神障害等の労災補償状況の認定件数が上がっていることが挙げられる。
・認定件数が上がっている背景として、メンタルヘルスに関する一定の問題意識が出ており、そもそもの申請件数も上がっているところがポイント
・直近5年の「精神障害」の請求件数、支給決定件数の推移について、2024年度には過去2倍の3，780件の請求があるが、それに見合って支給決定件数も大幅に伸びているわけではない。
・請求件数自体の伸びは、メンタルヘルスに対する興味関心が上がってきていると捉えることができる。
・メンタルヘルス対策の一つであるストレスチェック制度の位置づけについて、一次予防の未然防止では個人の気づきに重きを置いている。
・今の労働環境で、ストレスが高いかどうか知っておく。そしてストレスの対処の仕方を学んでおくということが重要
・自分の状況を、各自に認知してもらい、その上で早期発見・相談機関を周知するといった取組につなげていくことが大事
・ストレスチェックというのが、最初に自分を守るすべの資料として、用意してあげるという認識
・労働者の心の健康の保持増進のための指針の中では、ケアの種類を4つ取り上げている。
・セルフである自分のところから、ラインである上司・同僚を超えて専門のスタッフ等によるケアへ進んでいき、事業場内でケアしきれない場合は事業場外資源によるケアも視野に入れていくということも大事
・事業場が感じるストレスチェック制度の効果で最多は、社員のメンタルヘルスセルフケアへの関心度の高まり。
・労働者が感じるストレスチェック制度の効果についても、「自身のストレスを意識するようになった」が最多
・心の負担というものを意識させることは重要な取組なため、ストレスチェックの義務化を活用していくことは重要
・ストレスチェック制度の導入マニュアルについて、厚生労働省のホームページに載っているため参考にしていただきたい。
・ストレスチェックの留意点として、個人情報を取り扱ったりするため直接の人事権のある者は事務等の業務についても従事できない。
・実施者についても、医師、保健師、厚生労働大臣の定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師の中から選ぶことを知っておくことも重要
・年別定期健康診断実施結果有所見率の推移について、帯広（十勝管内）は、全国、北海道と比較しても高水準で推移している。
・令和6年の結果が逆転している理由は定かではないが、年々全国的にも、有所見率は増加傾向にある。
・令和6年定期健康診断項目別有所見率の状況について、各項目で似たりよったりの数値となっている。

３ 帯広地域産業保健センター相談等実績（資料4）

帯広地域産業保健センター

・令和6年度に関して、総件数155件の相談実績があった。
・令和5年度は新たな整備等行ったため182件と覆う数字だった。
・相談方法については、事業者の担当者が産業医のところにきて、従業員の相談をするといった個別相談
・足寄町、大樹町及び清水町等の地域によっては、産業医の医院又はクリニックに従業員の担当者がきて相談するケースも実施。
・令和7年度9月末の実績について、健康診断結果に関する相談で120件
・一時、産業医不足の時期もあったが、最近は協力的に実施していただいている。

4 意見交換

・十勝圏域の働き世代への健康づくりの取組について（資料5－1、5－2）

●中札内村

・中札内村商工会の集団健康診断で、保健事業の周知をしたり、国保加入者からはデータ受領をおこなったりする予定

・まだ実施まで至っていなく、具体的なところはわからないが今後実施していく。

●音更町

・今年度から、地域保健と職域保健の連携事業を展開

・きっかけは、若い世代から健康づくりを一緒にやっていかなければならないという必要性から。

・健康事業所宣言を行う事業所 20 ヶ所ぐらいに電話をかけて、どういう取り組みをしているのか、どういう考えを持っているのか聞かせてもらうために訪問している。

・今 10 件ぐらい実施しているが、健康情報をもっと欲しいと言うところもあれば、健康への意識のない事業所もあり様々

・商工会を通じて、出前講座やがん検診のチラシ等、事業のPRを行っている。

・町内の商工会の企業に加入している企業が 650 ぐらいあると伺っているため、可能であればアンケートを取り健康意識等、事業所のニーズを把握したい。

●帯広市

・職域との連携ということで、平成 25 年度からスマートライフプロジェクトを実施しており、現在 101 企業・団体に登録いただいている。

・方法として、登録いただき健康づくりの取り組み自体を宣言していただいた後、市からがん検診の情報や健康イベントの情報をご紹介

・イベントへの協力として、商工会議所のイベントやマルシェ等に健康ブースを作らせていただき、血管年齢を測ったり 10 月のピンクリボン月間に普及Tシャツを着て全庁的に盛り上げたりしている。

・連携協定結んでいたりスマートライフプロジェクトに登録していたりする企業には、がん検診のチラシ配布をお願いしたり、帯広市の情報で伝えたい部分をタブレットでお客様に紹介していただいたりしている。

・歩数計つきアプリを活用した健康マイレージ事業も実施しており、歩くことによって健康づくりを推進している。

・帯広市内の企業に従事されている方であれば対象とするということで、市外の方も参加可能

●新得町

・町長が替わり、若い世代の健康にも力を入れていくために動こうとしているが、企業参入の経験がなく平日働いている人たちの中にどのように参入していくか検討中

・町ではベジチェックも実施中

・小さい企業も複数あり、参入しやすいところから入っていくべきか等、ご教授いただきたい段階

●芽室町

・職域の連携では、商工会等の会員に出前健康講座の周知等を依頼

・今年度は、メンタルヘルスの関係でゲートキーパー研修を出前健康講座のメニューに加えたため、周知を実施中

・働き盛り世代に関わるために、午前と夜の2回に分けて運動教室を行っているが、集まる困難さを感じている。

・しかし肥満・血糖値が高い等の課題を抱えている点も考慮し、JA芽室に協力いただき、組合員へのスマホアプリを活用した情報発信を更新中

●更別村

・職域との連携は未実施だが、村で行う住民健診のときに、村内の事業所から住民健診の場を利用して職場検診を職員に受けさせたい相談があった際は、健診会場を利用いただいている。

・職場検診では対象になっていないがん検診等があった場合には、村民であれば村の助成を利用してがん検診を受診いただいている。

●大樹町
・当町は、介護の 2 号認定の割合が、国や他の管内の同規模の市町村などと比べても、2 倍以上高く、若い年齢で脳梗塞等になって働けなくなってしまう方の割合が高い。
・分析をしていくと、社会保険や協会健保の方が働けなくなってしまう状態になっているため、商工会・漁組・法人農家の 50 以上ある事業所を 2 年ぐらいかけて回って事業主に、町の実態を説明している。
・職域で受ける健康診断の結果について同意書をもらって、データ受領するという関わりを平成 29 年から稼働している。
・データ受領された方は、検診の結果をわかりやすい資料などとお渡しし個人向けの資料を用意したり、事業主にも従業員の受診勧奨を依頼したりすることもある。
・事業主の説明時に、メンタルヘルスや熱中症の情報提供を行ったり、どのような取組をしているかの状況確認を行ったりしながら関わっている。
●広尾町
・職域に特化した取り組みは未実施だが、事業所に対しての健康講座については例年ご依頼がある。
・最近はメンタルヘルス対策に関する要望が多く、随時対応している状況
・特に若い世代で新規の人工透析導入患者や長期入院の方については、社保からが多く、町の方で把握しきれていない実態があると、ここ数年感じてきている。
・食育関連事業や自殺対策関連事業で、商工会や事業者との繋がりが少しずつできてきたため、継続して繋がりを持っていきたい。
●幕別町
・当町も職域との特別な事業は未実施
・特に職域だからということではなく、全体的に周知するという方向に今まで力を入れていた。
・皆さん方からのお話も聞き、職域・商工会・団体等へのアプローチも取り入れていきたい。
・町の商工会も e スポーツに力を入れたイベントをやっているため、そういった楽しいところから健康の面で参入し、検診や健康イベントの発信を行いたい。
●池田町
・当町も職域に向けた事業は未実施だが、町内の事業所が多い消防団との繋がりがある。
・消防団の健康診断結果はなかなか悪い部分があり、消防団に向けた健康教育は、結果的に職域のアプローチになっている。
・健康事業所宣言をしている町内の事業所から依頼があり、ここ 2 年ほどは健康教育に行かせていただいている。
・町内に住んでいらっしゃらない方も多いが、町内に住んでいる方もいらっしゃるので、働きかけは必要
・今後やっていきたいこととして、健康マイレージ事業参加者が高齢の方が多いため、若い年齢の方にも参加していただけるように制度を見直していこうかと思っている。
・今年度、若い方の検診を受けやすくする目的で、20 代の方から、健康保険関係なく検診を受けられるように取り組みを始めたところ。
●浦幌町
・当町では、職域に関しては、そこまで取り組めていないのが現状
・今年度から、国保と後期高齢以外で、自己負担で癌検診を受けられた方に対して、還付という形をとるように、実施
・本人というよりは、扶養の方が、癌検診を受けたり、検診を受けて申請にきたりする方が何人かいらっしゃる。
・癌検診等に関して、どの事業所が受けられているのか、自分で受けなければいけないところがあるのかといった情報も把握できない現状ではあったため、把握する一環として自己負担で受けた分を還付する取組を実施中
・住民の方であれば、脳ドックも受けることができるので、他保険のオプションで脳ドックを受けられている方には、結果の変化を見て自分の体の状態を見ていただく等、色々な方に受けていただけるよう取り組んでいきた

い。

・がん検診実施のための指針改正に伴う職域等検診情報把握のための現状と課題について等（資料6）

●帯広市

・3 月に協会けんぽにお願いして、帯広市内の事業所に市の癌検診の周知をさせていただいた。

・協会けんぽに、帯広市事業所の癌検診の受診状況について照会し、令和 5 年度のデータを一部いただいたところ乳癌検診・子宮癌検診の受診率が低いことがわかった。

・市の検診を受けている可能性も考えられるが、若い女性たちが必要とされる検診情報を対象者に届くような方法が必要。

・ピンクリボンの取り組みでは、ピンクリボン協賛企業というものを募集しており、今年 27 の団体企業にご協力いただいている。

・この取組は、乳がん触診に関して啓発できるティッシュや帯広市の癌検診に関するチラシを配っていただくもので、毎年行っている。

●幕別町

・来年度に向けての予算関係も今話していて、内部でもまだ具体的な検討までは行っていないが、がん検診の受診状況を把握する方法として当初は個別に当たるような方向性も出ていた。

・帯広市と同様、被保険者ではなく保険者からの情報提供や把握の協力体制が、各自治体ではなく全体的にできるといいのかなと思っている。

・しかし町として具体的に方向づけている段階ではない。

●帯広市医師会

・膵がん早期診断プロジェクトとして、厚生病院や協会病院等の先生方が中心となってそれぞれの病院に紹介された患者のデータを取りながら、早期診断に向けて動いている。

・当初から情報提供しながら進めているが、今年は膵がん早期診断プロジェクトに関するラジオ放送もしていただいた。

・情報をアピールしていくことが大事だと思っているため、医療機関にはポスターの配布をしたり新聞の活用をしたり等、進めていきたい。

・取得しているデータについても、分析を行い実績として出していく活動を行っている。

●帯広保健所

・令和5年度から実施している、十勝管内市町村のがん検診情報の提供について、事業所で活用いただいているところが複数あるため、令和 8 年度の情報についても共有していきたい。

・時期については、今年度と同様のスケジュールで市町村に依頼させていただきたいと考えている。

５ その他（資料7）

十勝総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課

・帯広保健所が事務局をしている、精神保健福祉協会のイベントの案内として、第 30 回心の健康フェスティバルを紹介させていただく。

・10 月 25 日正午から十勝総合振興局 3 階講堂で開催を予定している。

・地域住民へ精神保健福祉に関する知識の啓発を行い、精神的健康の増進を図るとともに、精神障害者の社会参加を推進するという目的で開催している。

・2019 年度以降、新型コロナの影響で中止していたため、今年度6年ぶりの開催

・午後 1 時から、国立帯広病院の新福伸久先生・地域連携室の酒井様・看護師長の佐々木様を、お招きし“こころの病”をもっと話そう～偏見のない社会に向けて～という内容の講演を開く予定

・他に、福祉サービスの事業所の方たちによるパン・野菜・手工芸品などの製品販売も予定している。

・当日は一般の方に向けて、精神保健福祉に関するわかりやすい内容のご紹介ということで、30 万ほどのパネル展示もご用意している。

・みんなが安心できる地域の集まりという形で、心温まるような開催を目指しているため、周知のご協力やご参加をしていただければと思う。
・来年度、同じく精神保健福祉協会で開催している第 68 回精神保健北海道大会という、北海道内の色々な地域で行われている大会が開かれる。
・今年度は釧路で、来年度は十勝での開催を予定し、今準備を進めているような段階
・普段なかなか支援に結びつかない方たちの、引きこもりのところを大会テーマとして開催を予定
・開催日時について、令和 8 年 10 月 17 日午後 1 時から 4 時半に、十勝プラザで開催する予定で準備を進めている。
・詳細が決まり次第、また広く皆様に周知させていただこうと思う。